令和6年分

所得税・消費税・贈与税の確定申告書を提出される方へ

申告と納税は期限内に!

だく場合がありますのでご注意ください。 税をしなかった場合は、不足する税金を納めてい ただくだけでなく、加算税や延滞税を納めていた 申告をする必要のある方が、期限内に申告・納

〈申告と納税の期限

所得税および復興特別所得税並びに贈与税

3月17日(月)

個人事業者の消費税および地方消費税

3月31日(月

いつでもどこでも申告

続が完了する[e-Tax申告] を推進しています。 税務署では、来署せず申告手

きます 申告書などを提出することがで いつでもどこでもe‐Taxで トフォンやパソコンがあれば マイナンバーカードと、スマー





申告書作成などにあたってのお問い合わせ

ホームページ」をご覧ください。 所得税等の確定申告でお困りの際は、「国税庁

とができる「タックスアンサー」のほか、「確定由 ワード検索や税金の分野別などの方法で調べるこ くある質問に対する一般的な回答についてキー チャットボット(税務職員ふたば)」や、国税のよ ー(人工知能)が分かりやすく回答する「税務相談 していただくか、メニュー選択していただくとA [国税庁ホームページ]では、ご質問内容を入力

マイナポータル連携で自動入力

できます。 告に必要な各種控除証明書等のデータを一括取得 し、確定申告書の該当項目に自動入力することが ル連携をすると、医療費やふるさと納税などの申 マイナンバーカードを利用して、マイナポータ

事前準備が必要です。各種控除証明書等の発行主 ください 日を要する場合がありますので、お早めにご準備 体によっては、データが取得可能となるまでに数 なお、マイナポータル連携を利用するためには、

するご相談にお答えします。

また、国税に関する一般的なご相談を希望され

て、所得税および消費税の確定申告、贈与税に関

『O』を選択いただくと、確定申告コールセンター 税務署にお電話いただき、自動音声案内に従い

[開設期間 1月15日(水)~3月17日(月)]におい

問」に掲載していますのでご覧ください。

なお、電話でご相談したい場合には、お近くの

い合わせの多い質問を同コーナー内「よくある質 告書等作成コーナー」では、操作方法などのお問

詳しくはこちらをご覧ください

センターにおいて国税局の職員がお答えします。 音声案内に従い『1』を選択いただくと、電話相談 る方は、お近くの税務署にお電話いただき、自動

午前8時3分~午後5時

電話相談受付時間

(土・日・祝日および12/29~1/3を除く)



税務相談チャットボット の利用はこちらから (税務職員ふたば)



タックスアンサーの利用はこちらから▼



武生税務署での申告相談について

受付期間

午前9時~午後4時 2月17日(月)~3月17日(月) (土·日·祝日を除く)

でのオンライン事前発行をご利用ください。なりますので、国税庁のLINE公式アカウント申告会場への入場には、「入場整理券」が必要と

友だち追加はこちらから国税庁のLINE公式アカウント▼



※当日分の「入場整理券」は、申告会場でも配付し

交通機関をご利用ください。 なるべく公共が重場には限りがありますので、なるべく公共

だいています。 で使用いただき、ご自身で申告書を作成していたでき、ご自身のスマートフォンなどを

字4桁)を確認のうえご持参ください。下)および利用者証明用電子証明書の暗証番号(数子証明書の暗証番号(英数字6文字以上16文字以マイナンバーカードをお持ちの方は、署名用電

※電子証明書の有効期限切れにご注意ください。

ふるさと納税制度について

いても、確定申告をした場合は適用除外となりま「ワンストップ特例制度」を利用し、適用を受けて

金額を寄附金控除の計算に含める必要があります。すので、確定申告をする場合には、ふるさと納税の

国税の納付はキャッシュレス納付が便利です

ください。 ジットカード納付、スマホアプリ納付)をご利用付、インターネットバンキングによる納付、クレーキャッシュレス納付(振替納税、ダイレクト納

き落としになる振替納税が大変便利です。 でオンライン提出でき、次回以降も自動的に口座引※特に、初回の手続き(振替依頼書の提出)がe-Ta×

振替依頼書のオンライン(e – Tax) ▼



申告書控えへの収受日付印の押なつの見直し

いただきますようお願いします。する際には、申告書等の提出用のみを提出(送付)た。令和7年1月からは、申告書等を書面で提出に収受日付印の押なつを行わないこととしましの一環として、令和7年1月から申告書等の控えの一環として、令和7年1月から申告書等の控え

申告内容を確認することができます。 タの送信後にメッセージボックスから送信日時やまた、e‐Taxを利用すると、申告書等デーご自身で記録・管理をお願いします。

詳しくはこちらをご覧ください▼



インボイス発行事業者の方へ

申告が必要になります。 売上高が1、000万円以下であっても消費税のインボイス発行事業者の方は、基準期間の課税

適用が可能です。 ス発行事業者となった事業者は、2割特例(※)のインボイス制度を機に免税事業者からインボイ

の日の属する課税期間において適用可能です)。 (令和5年10月1日から令和8年9月30日までる消費税額の2割とすることができる特例でする消費税額の2割とすることができる特例でするとができる特別でする (令和5年10月1日から令和8年2となった事業者のでは、インボイス制度を機に免税事業

詳しくはこちらをご覧ください



電子帳簿等保存制度について

電子取引データを保存する必要があります。当する電子取引データをやり取りした場合、その別データで保存することに関する制度のことです。帳簿」や「領収書・請求書・決算書など」を電子取な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など」を電子取な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など」を電子取る「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など」を電子取る「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など」を電子取る「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など」を電子取る「根簿」とは、税法上保存等が必要

詳しくはこちらをご覧ください>



問合せ

武生税務署 10778-2-0890